

千歳市いじめ防止基本方針 (概要版)



千歳市いじめ防止基本方針は、千歳市におけるいじめの根絶に向けた取組を学校・家庭・地域・関係機関が連携し、共通認識の下、一体となって進めるとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

千歳市教育委員会

1. いじめの防止等のための基本的方向

《いじめの防止等の対策に関する基本理念》

- 千歳市は、次に掲げる基本理念の下、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、「**いじめは人間として絶対に許されない**」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組んでいくこととします。

《いじめの防止等に関する基本的な考え方》

- 千歳市においては、「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組むとともに、「**いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの**」という共通認識の下、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むものとしてします。
- 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように努めます。
- いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒の理解を深めます。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校・家庭・地域・関係機関の連携の下、いじめの問題を克服するよう努めます。

いじめの未然防止

- 「**いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの**」との認識を持って、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むこととします。
- 全ての児童生徒を心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくっていくため、教職員や関係者が一体となって継続的に取り組みます。
- 児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うよう努めます。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むとともに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組みます。
- いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、共通認識の下、家庭・地域と一体となって取組を推進します。

いじめの早期発見

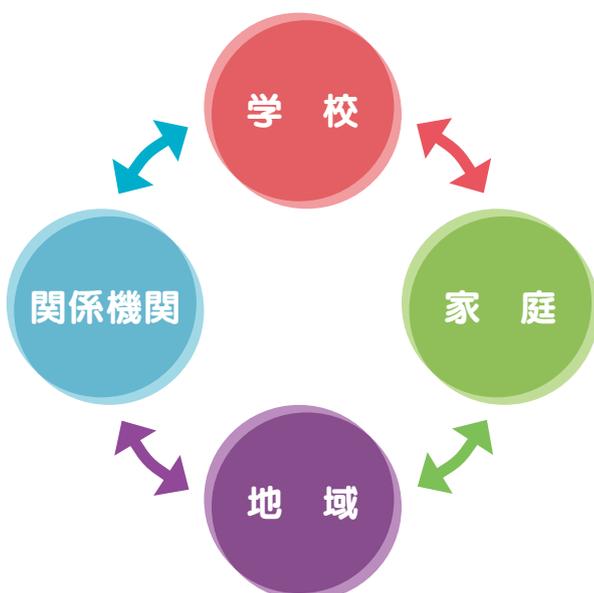
- いじめは早期に発見することで、早期解消につながるため、教職員をはじめ児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付くよう対応を図ります。
- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童生徒の見守りに努めます。

いじめの早期対応

- いじめが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒や知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行い、家庭や教育委員会、事案に応じ関係機関との連携を図りながら行います。
- 教職員は普段から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校が組織的に対応を行う体制を事前に整備します。

学校・家庭・地域・関係機関の連携

- 地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域関係機関との連携を図ります。
- 教育委員会や学校と警察や児童相談所等の関係機関との適切な連携を図るため、担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制の構築を図ります。



2. いじめの防止等のために市が実施する施策

《いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等》

- いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「千歳市いじめ防止基本方針」を策定し、市ホームページ等において公表するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、定期的に点検し、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

① いじめ問題対策連絡協議会

- 千歳市では、学校関係者、警察、PTA連合会、民生児童委員、臨床心理士、家庭児童相談員で構成する「千歳市いじめ問題等対策連絡協議会」において、関係する機関・団体の連携を図り、いじめや不登校などの問題への対応を行います。

② いじめ防止対策推進法第14条第3項^(※)に規定する教育委員会の附属機関

- 千歳市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に附属機関である「千歳市いじめ問題専門委員会」を設置し、必要に応じて調査を行うほか、第三者機関として当事者間の関係調整を図ります。
- 本附属機関は、いじめの重大事態が発生した場合の調査組織を兼ねるものとし、専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本として、公平性・中立性を確保し、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行うこととします。

③ 重大事態の再調査を行う市長の附属機関等

- 重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第三者による市長の附属機関として「千歳市いじめ問題調査委員会」を設けて、調査の結果について適切に調査（再調査）を行います。

※いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 平成25年9月28日施行）

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等の対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。（総則抜粋）

- 第14条第3項～教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止のための対策を実行的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。（第14条抜粋）

教育委員会が取り組む主な施策



いじめの未然防止

- スクールカウンセラーや心の教室相談員の各学校への配置及び市内全域を対象とする教育相談の実施による相談体制の充実
- 児童生徒の自主的な企画運営による取組の支援
- 「人権教室」「非行防止教室」「いじめシンポジウム」の開催
- 道徳教育や体験活動等の推進
- 自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進
- 「ハイパーQ U検査」の活用
- 「いじめ・不登校対策研修会」の実施など、教職員を対象とした対応力向上の研修や校内研修の充実の推進
- インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための情報モラル教育の充実及び保護者への啓発の推進
- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等についての啓発活動

いじめの早期発見

- 北海道のいじめアンケート調査（年2回）の実施に加え、千歳市独自のいじめアンケート調査（年2回）の実施など定期的ないじめアンケート調査の実施
- 「いじめ相談ボックス」の各学校への設置
- 専門相談員等による教育相談の実施及び各種相談窓口の周知
- 定期的なネット巡視及び削除依頼等の連携協力

いじめの早期対応

- いじめの早期解消に向けた迅速な対応等に関する指導助言
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣等の支援及び調査等の実施など学校との連携協力
- 児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、加害児童生徒に対し教育上必要があると認めるときは、教育的配慮に十分留意した上で、出席停止等の適切な対応を実施
- 学校相互間の連携協力体制の調整

学校・家庭・地域・関係機関の連携

- 学校におけるPTAや地域の関係団体等との取組の支援
- 「千歳っ子見守り隊」や「青少年指導センター」の運営及び民生児童委員や町内会等の地域との連携
- 学校適応指導教室「おあしす」の運営
- 警察との連携強化及び教護協会との連携と連絡会議の開催
- 関係機関担当者間での情報交換や連絡会議の開催

3. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

《学校いじめ防止基本方針の策定》

- 学校は、国及び千歳市いじめ防止基本方針を参考にして、いじめの防止等の取組についての基本的な方向や内容等を「**学校いじめ防止基本方針**」として定め、学校のホームページ等で公開するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととします。

《学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置》

- 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置し、組織的な対応を行います。
- 当該組織は、学校が組織的に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、組織の構成は校長が定めることとします。

《学校におけるいじめの防止等に関する取組》

- 学校は、教育委員会と連携し、主に次の基本的事項に留意して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むものとします。
- 児童生徒が他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくこと
- 自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくること
- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、いじめを積極的に認知すること
- 日頃から、家庭・地域と連携し、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つこと
- 定期的ないじめアンケート調査や教育相談を実施するなど、相談しやすい体制を整え、実態把握に取り組むこと
- いじめが発生した際は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応すること など



4. 重大事態への対処

《重大事態の意味》

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき及び相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいいます。

重大事態があった場合の調査の流れ

《教育委員会による調査》

- 事実関係の把握（法第28条）
- いじめを受けた児童生徒や保護者への事実関係等の情報提供（法第28条）
- 教育委員会を通じて市長に報告（法第30条）

《市長による再調査》

- 必要があるときは再調査の実施（法第30条）
- 調査結果を市議会に報告（法第30条）

《教育委員会による調査》

- 教育委員会の附属機関として設置する「千歳市いじめ問題専門委員会」が、重大事態が発生した場合の調査組織を兼ね、その事態の対処及び今後の発生防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行います。
- 被害児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、質問紙調査や聴き取り調査等を行います。
- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査は、再発防止に資する観点から、遺族の気持ちに十分配慮し、背景調査を実施します。
- 調査の結果を受け、明らかになった事実関係や再発防止策について、適時適切な方法で保護者等に説明します。
- 調査結果については教育委員会より市長に報告します。

《調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置》

- 調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長の附属機関として「千歳市いじめ問題調査委員会」を設けて、調査の結果について適切に調査（再調査）を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに、市議会に報告します。

子どものいじめに関する相談窓口



相談窓口	電話番号	相談時間
北海道子ども相談支援センター	0120 (3882) 56	毎日 24 時間
24 時間子どもSOSダイヤル	(0570) 078310	毎日 24 時間
児童家庭支援センター (エンゼルキッズ こども家庭支援センター)	011 (372) 8341	毎日 24 時間
少年相談 110 番 (北海道警察本部)	0120 (677) 110	月～金 8:45 ～ 17:30
教育相談電話 (道立特別支援教育センター)	011 (612) 5030	月～金 9:00 ～ 17:00
教育相談電話 (石狩教育局)	011 (221) 5297	月～金 8:45 ～ 17:30
子ども人権 110 番 (法務局)	0120 (007) 110	月～金 8:30 ～ 17:15
千歳市教育相談電話	0123 (27) 4707	月～木 8:30 ～ 17:15 (金は 15:00 まで)

《千歳市いじめ防止基本方針に関するお問い合わせ先》

千歳市教育委員会青少年課生徒指導係

TEL : 0123-24-0859

Mail : seishonen@city.chitose.hokkaido.jp

〈平成 28 年 1 月 作成〉